

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、経営効率を高め、当社およびグループ全般の重要事項に関する適切かつ機動的な意思決定に対応できる経営管理組織の充実に努めております。

当社は、監査役会制度を採用しております。

取締役会は、原則月1回、その他必要に応じて開催しており、重要事項の意思決定ならびに業務執行状況の監督をしております。なお、取締役の業務執行を監査するため、監査役全員が出席しております。また、取締役会および社長を補佐する目的で経営会議を原則週1回開催しており、取締役会に付議すべき重要事項について協議等を行っております。

監査役会は、原則月1回開催しており、客観的かつ独立した立場で取締役の職務執行を監査しております。監査役は、取締役会その他主要な会議に出席し意見を述べるほか、業務執行状況、財産状況の調査および監査を実施し、社内監査部門および会計監査人と連携を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

なお、当社役員の員数は、取締役は12名以内、監査役は5名以内と定め、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任することを定款に規定しております。

本報告書提出日現在における取締役は社外取締役1名を含む7名、監査役は社外監査役2名を含む3名であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 議決権の電子投票制度】

現在、当社の海外機関投資家の比率は相対的に低いと考えており、議決権電子行使環境や英文招集通知の提供は実施しておりません。今後につきましては、株主の方の属性の変化を踏まえて、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の一環として検討いたします。

【補充原則3-1-2. 英語での情報開示・提供】

現在、当社の海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、英語での情報開示は行っておりません。今後につきましては、海外投資家等の比率等を考慮し合理的な範囲での英語での開示・提供を検討いたします。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在、独立社外取締役は1名であります。当社の事業規模、事業内容から社外取締役の実効性は確保されているものと考えており、現状では直ちに複数名の社外取締役を選任する必要性はないものと考えておりますが、複数選任につきましては今後の当社を取り巻く環境等を考慮してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

(政策保有に関する方針)

当社は事業発展のために取引関係、事業における協力関係、経済合理性などを考慮し、必要と認められる場合に、政策保有株式として保有しております。

(議決権行使の基準)

議決権行使については、保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引有無等を確認し、有価証券報告書等に開示しております。

また、取締役会規程において、取締役との競合取引、自己取引及び利益相反取引を決議事項と定めております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページ(決算短信、会社案内、投資家向説明資料)内に掲載しております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、職位・職責の重さを基準にした固定報酬と業績を反映した賞与と退職慰労金で構成されています。具体的な報酬の決定については、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会で代表取締役社長に一任して決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名にあたっては、人格見識に優れ善管注意義務を適切に果たす者であることに加え、さまざまな職務歴・専門分野を考慮し、偏りのない多様な観点から当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出しております。

取締役会において、候補者の有する経験・知識・業績評価を踏まえたうえで、候補者の指名を行います。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の選任・指名については株主総会招集通知に各候補者の経歴を示し、社外取締役・社外監査役についてはその選任理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、取締役会が審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って運営しております。

また、会社経営に関する全社的重要事項を協議する場として経営会議を設け判断・決定しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性について、国内の金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係・資本関係・取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の構成等に関する考え方】

取締役会の全体としての知識・経験・能力、多様性及び規模が当社の持続的成長と企業価値向上の観点から最適となるよう、取締役候補者の選任に際しては、人格、見識、経歴等から今後の経営課題の他、偏りのない多様な観点から、当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出しています。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】

各取締役の上場会社を含む重要な兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しています。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性に関する分析・評価】

当社は取締役会を原則月1回開催し、出席率は良好であり、資料を事前配布するとともに、十分な審議時間を確保し、適時・適切に審議・運営しています。また重要な経営課題は経営会議等で事前審議することにより取締役会の議論の実効性を高めているものと評価しています。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役に対して、それぞれの役割と責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供し、費用の支援を行います。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主との対話の総括者選任

株主との対話は総務部が担当しており、株主との対話全般について、情報取扱責任者である担当取締役が統括しています。

(2) 対話を補助する各部署の連携

総務・経理・経営企画等部門で連携し、適切な対応を行う様努めています。

(3) 個別面談以外の取組

投資家説明会等のIR活動の他、正確な情報を公平に提供するために当社ホームページに各種情報を掲載しております。

(4) 株主意見の経営陣・取締役会へフィードバック方策

IR活動を通じて収集した有用なご意見やご要望については経営陣・取締役会へフィードバックを行い、企業価値向上に役立てます。

(5) 対話とインサイダー情報管理

「内部情報管理及び内部者取引防止規程」に基づき、インサイダー情報の管理を徹底しています。

また、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としており、決算に関する質問への回答やコメントを原則として差し控えることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社立川恒産	4,117,300	19.83
タチカワブラインド取引先持株会	1,979,200	9.53
更生保護法人立川更生保護財団	1,331,000	6.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	553,354	2.67
立川 光威	478,700	2.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	468,800	2.26
株式会社りそな銀行	460,900	2.22
タチカワ社員持株会	418,510	2.02
日本生命保険相互会社	373,772	1.80
天馬株式会社	304,900	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

12月

業種

金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社の富士変速機株式会社は、名古屋証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、当該子会社の議決権の55.6%を所有しており、その独立性を尊重しつつ、当社の従業員が富士変速機株式会社の取締役(2名)に就任するなど、人材面でのサポートを行っております。これにより、富士変速機株式会社および当社グループの適切かつ効率的な運営に努めております。

また、当該子会社は、その事業活動や経営判断において独自に意思決定を行っており、その独立性は確保されております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
坪井 節子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坪井 節子	○	—	弁護士資格を有し法務分野における多様な経験と専門的見地から社外取締役として十分な役割を果たすことができ、また、当社との特別な利害関係はなく一般株主と利益相反の生じるおそれもないことから、社外取締役(独立役員)として選任(指定)しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、当社の会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。

監査役は、会計監査人の監査計画等についての意見交換を行い、会計監査人による本社および主要な事業所における監査に立会い、また、会計監査人から監査結果の報告および説明を受けるなど連携を図っております。

内部監査部門として社長直轄の監査室を設置しており、年間監査計画に従い2名体制で監査を実施しております。監査役は、内部監査の実施状況についてはその都度、重大な不正事案等が発生した場合は速やかに、監査室からの報告を受けるなど連携を図っております。また、監査室員等に監査業務に必要な事項を指示することができる体制となっております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 勇三	その他													
杉原 麗	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 勇三	○	——	警視庁出身で重職を歴任され有識者でもあることから、公正かつ独立の立場から助言・提言を受けることができ、当社との特別な利害関係はなく一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、社外監査役(独立役員)として選任(指定)しております。
杉原 麗	○	——	弁護士資格を有し法的知識が豊富なことから、専門的見地から公正かつ独立の立場から助言・提言を受けることができ、また、当社との特別な利害関係はなく一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、社外監査役(独立役員)として選任(指定)しております。

【独立役員関係】

独立役員的人数

3名

その他独立役員に関する事項

特記すべき事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、役員報酬・賞与と退職慰労金の支給により、役員の功績に応える形をとっており、役員持株会の制度を活用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額、監査役の年間報酬総額および社外監査役の年間報酬総額を開示しております。直前事業年度における当社取締役および監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。
取締役の年間報酬総額 128百万円(うち社外取締役 3百万円)
監査役の年間報酬総額 20百万円(うち社外監査役 8百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、職位・職責の重さを基準にした固定報酬と業績を反映した賞与と退職慰労金で構成されています。具体的な報酬の決定については、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会で代表取締役社長に一任して決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が独立した立場から経営への監督や監視を有効に行えるよう、関連部署のサポート体制を構築しております。また、各監査役は監査室員等に監査業務に必要な事項を指示することができることとし、その指示に関する独立性に配慮しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行に関しては、社長のほか、業務執行取締役を選定しており、効率的な業務執行を行っております。取締役会は現在7名(うち社外取締役1名)の取締役で構成され、月1回以上開催しております。

取締役会では、経営及び業務執行に関する重要事項の意見決定を行うとともに、各取締役が業務執行の状況及び取締役会で必要と認めた事項を報告することなどを通じて、業務執行の状況を監督しております。また、取締役会および社長を補佐する目的で経営会議を原則週1回開催し、取締役会に付議すべき重要事項等について協議を行っております。

監査の状況としては、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、当社の会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。同監査法人または業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。監査業務を執行した公認会計士は、並木健治氏および中野秀俊氏で、2名とも継続監査年数は7年以内であります。また、その補助者の構成は、公認会計士12名、その他12名となっております。

監査役機能強化に係る取組みとしては、各監査役の指示により監査室員等が監査業務に必要なサポートができる体制となっており、また、監査役選任に際しては、財務・会計または内部監査に知見を有する者、当社と特別な利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することに努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社の各取締役は業界事情や社内事情に精通しており、また、少人数であるため、迅速かつ適切な意思決定が可能となっております。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名が弁護士等有識者である社外監査役で、社外のチェック機能としてこれら社外監査役による監査の実施と、取締役会への出席により各種助言・提言が受けられる体制となっておりますが、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化や専門知識、経験及び意思決定の妥当性の確保の為、平成27年3月27日開催の定時株主総会で社外取締役1名を選任しております。

以上により、経営の監視機能は十分働いていると考え、現行体制においてコーポレート・ガバナンス、意思決定等は適正に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年3月30日開催の株主総会招集通知は3月11日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に一度決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の開示資料およびタチカワレポートを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社の情報取扱責任者は取締役管理本部長となっております。IRの窓口としては、総務部が担当しておりますが、内容に応じて経理部と連携して対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	タチカワプラインド倫理行動指針・行動規範を制定しており、その中で株主・投資家等に対する規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、生産拠点である新潟工場および滋賀工場において、環境マネジメントシステムISO14001を認証取得しており、定期的かつ継続的な改善を図り、環境負荷低減および環境汚染の予防等に努めております。なお、環境報告書等は作成していません。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	タチカワプラインド倫理行動指針に、適宜適切に企業情報を提供することを明記しております。また、当社ホームページのIR情報において、IRポリシーを掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、経営目標を達成する仕組として内部統制の整備が重要な課題であると認識し、取締役会において内部統制システム整備の基本方針を決定しております。その内容は以下の通りであります。

- 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は法令及び定款、社内規則の遵守、財務報告の信頼性確保を企業活動の前提とし、その規範として倫理行動指針を定める。
 - この倫理行動指針は総務部が中心となり周知徹底並びに維持管理し、その運用においては各業務担当取締役との連携をとり具体策を講ずると共に、研修等を通じた教育を行う。
 - 当社は取締役が各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
 - 内部監査部門である監査室は、社内規則や倫理行動指針を中心とした業務状況の監査を計画的に行うと共に、重大な不正事案等が発生した場合は直ちに取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務執行に係る文書やその他情報は、当社の文書規程等に従い適切に保存、管理を行う。
 - また、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- 損失の危機管理に関する規程その他の体制
 - 事業に係るリスクや、法令遵守、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクは、それぞれの担当部署において把握すると共に、研修等の実施を行い損失の防止に備えるものとする。
- 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 社長、役員取締役、及び社長が指名した取締役・部門長を構成員とする経営会議を設置する。
 - 取締役会は役員が共有する全社的な目標を設定し、各担当取締役はこれに基づく業務計画を展開すると共に、経営会議及び取締役会において進捗管理を行う。
 - 職務権限、意思決定ルールを策定し、目標達成へ向けた改善が行われる効率的な仕組を構築する。
- 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 当社は「関係会社管理規程」の定めにより、子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、管理を行う。
 - 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 内部監査部門である監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社社長、監査役、並びに子会社社長等へ報告し、必要に応じ改善策の実施への助言、支援を行う。
 - 当社子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 子会社の取締役会は役員が共有する全社的な目標を設定し、各担当取締役はこれに基づく業務計画を展開すると共に、経営会議及び取締役会において進捗管理を行う。
 - 職務権限、意思決定ルールを策定し、目標達成へ向けた改善が行われる効率的な仕組を構築する。
 - 当社子会社の取締役等及び使用人職務の遂行が法令および定款に適合するための体制
 - 子会社においては各社長が、各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
- 監査役が職務を補助する使用人を求めた場合の体制、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役は、内部監査部門等の社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、その者はこの指示に関して、取締役、各部門長の指揮命令を受けないものとし、これを周知徹底する。
- 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 監査役は、経営会議その他重要な会議等に自由に出席できるものとし、各役員からも業務執行に関する速やかな報告を受けられるものとする。
 - 当社及び子会社の役員は、法令や定款に違反する事実、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすリスク等に関し、当社監査役に報告する。
 - 当社及び子会社の役員が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- 監査役が効率的に職務執行が行われることを確保するための体制
 - 監査役と取締役社長は、定期的に意見交換を行う。また、顧問弁護士、会計監査人から、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- 当社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役が職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社にて速やかに処理する。

当社では、上記の基本方針に則り体制整備に努めておりますが、その主な内容としては、法令遵守への取組として「タチカワプライド倫理行動指針・行動規範」を制定し、従業員教育の充実等に努めております。また、内部監査部門として社長直轄の監査室を設置しており、年間監査計画に従い2名体制で監査を実施しております。

このほか、必要に応じ顧問弁護士からも専門的なアドバイスを受けられる体制となっております。

また、効率的な職務執行のために、社長補佐機関としての経営会議を設置・運営し、原則週1回、取締役会に付議すべき重要事項について協議等を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況については、企業防衛の観点からその関係遮断を基本方針として毅然とした態度で臨み、断固として対決することを「タチカワプライド倫理行動指針・行動規範」に規定しております。対応については、総務部が統括部署となり警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携し、研修会等を通じ当該情報の収集・管理、社内啓蒙に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、ライツプラン等の敵対的買収防衛策を導入しておりません。企業価値向上が最大の防衛策と考えておりますが、防衛策導入に際しては、株主の皆様を過度に損なうことのないよう、十分な検討を行いたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1 社内体制

当社は、会社情報の適時開示に関し、内部統制基本方針に定めるとおり財務報告の信頼性確保を企業活動の前提として、適宜適切な企業情報の提供を当社倫理行動指針・行動規範に定めております。また、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるように社内体制の整備・充実を図るよう努めております。

当社の情報取扱責任者には、東京証券取引所に予め届けた担当取締役（取締役管理本部長）を任命し、情報取扱責任者は適時開示規則と照らし合わせ、また事務担当部門（総務部・経理部）に照合・確認を指示し、開示要件に該当するか否かを判断しております。

尚、情報開示窓口は総務部とし、東京証券取引所への情報開示を行なうこととしております。

2 決定事実・発生事実に関する情報および決算関連情報

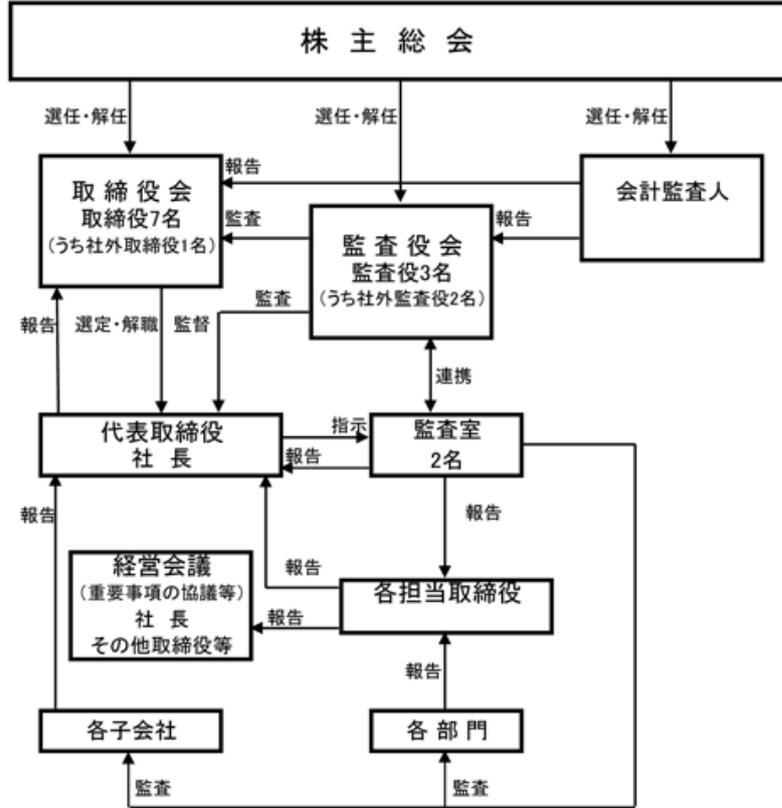
決定事実・発生事実が開示すべき項目に該当する場合は、原則として取締役会に付議し報告・承認をもって情報開示を行なうこととしております。

また、緊急を要する場合や当該情報の重要度に応じて、社長報告または経営会議にて審議し情報開示を行なうこととし、迅速な情報開示に努めております。

3 情報の管理

情報開示に至るまでの内部情報については、社内規定の「内部情報管理及び内部者取引防止に関する規程」により、インサイダー取引の防止に努めております。

[当社のコーポレート・ガバナンス体制]



[適時開示に係る社内体制]

